

議 第 7 号

児童相談所の体制強化に関する支援を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
こども政策担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年2月、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会が児童福祉法の改正に向けて報告書を取りまとめ、現在、児童相談所が判断している児童の一時保護について、より一層の判断の適正性を確保するため、新たに司法審査が導入される見通しとなった。

この司法審査は、児童を親から引き離す一時保護を行う場合、児童相談所が裁判官に「一時保護状（仮称）」を書面により請求し、裁判官が一時保護の適正性について判断するものであり、請求資料の作成等の新たな対応業務が発生することから、児童相談所における負担増加が懸念されている。

また、全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、これまでも児童相談所の体制の拡充が求められてきたが、専門委員会において取りまとめられた報告書においても、新たな司法審査の導入に伴い、今後とも法務に従事する人材を含めた体制の強化が必要とされている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、一時保護の司法審査の導入に向けた新たな人材確保やデジタル技術の活用による事務の効率化等の取組に必要な財政措置を講じるなど、児童相談所の体制強化に関する支援を行うよう強く要請する。